天理市自主防災組織補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、自主防災活動の促進を図るため、自主防災組織が行う防災訓練、防災知識の普及啓発、資機材の整備等の防災活動に要する経費につき予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し、天理市補助金等交付規則(平成15年２月天理市規則第３号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において自主防災組織とは、自治会･町内会等を単位として、地震・風水害・火災等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に住民が連帯協同して被害を防止し、若しくは軽減し、又は災害等を予防するため自主的に設置する防災組織をいう。

（補助事業）

第３条　補助金の交付対象となる事業は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の内訳）

第４条　補助金の内訳は、結成分及び活動分とし、結成分については結成した年度に１回限り支払うものとし、活動分については、結成分の補助金を受けた年度の翌年度に１回限り、その活動に対し支払うものとする。

（補助金の額）

第５条　結成分の補助金の額は、次に掲げる区分により支払うものとする。

（１）100世帯以下の組織　　90,000円

（２）101世帯以上の組織　135,000円

２　活動分の補助金の額は、次に掲げる区分により支払うものとする。

（１）100世帯以下の組織　18,000円

（２）101世帯以上の組織　27,000円

（算定基準）

第６条　前条の補助金の算定基準となる世帯数は、補助金交付申請時の世帯数とする。

（補助金の交付申請）

第７条　結成分の補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者（以下「申請者」という。）は、天理市自主防災組織補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

（１）　自主防災組織の規約及び防災計画書

（２）　事業計画書（様式第２号）

（３）　収支予算書（様式第３号）

（４）　役員名簿（様式第４号）

（５）　世帯名簿（様式第５号）

２　活動分の補助金の交付を受けようとする申請者は、天理市自主防災組織補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

（１）　事業計画書（様式第２号）

（２）　収支予算書（様式第３号）

（３）　役員名簿（様式第４号）

（交付決定等）

第８条　市長は、前条の申請書等の提出があった場合は、これを審査し、補助金の交付を決定をしたときは、速やかにその決定の内容を天理市自主防災組織補助金交付決定通知書（様式第６号）により、申請者に対し通知するものとする。

２　市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、速やかにその旨を天理市自主防災組織補助金不交付決定通知書（様式第７号）により申請者に通知するものとする。

（交付請求等）

第９条　前条第１項の通知を受けた者は、天理市自主防災組織補助金交付請求書（様式第８号）により補助金の交付請求をしなければならない。

２　市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（指示及び検査）

第10条　市長は、申請者に対して交付した補助金の使途その他に関し必要な指

示をし、又は帳簿等の検査を行うことができる。

（実績報告書等の提出）

第11条　申請者は、補助金を受けた年度の末日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（１）　実績報告書（様式第９号）

（２）　事業報告書（様式第10号）

（３）　収支決算書（様式第11号）

（４）　領収書その他の支払いを証するに足りる書類

（５）　その他、市長が必要と認める書類

（補助金額の確定等）

第12条　市長は、前条の実績報告書等の提出があった場合は、これを審査し、交付すべき補助金額を確定したときは、速やかに確定の内容を天理市自主防災組織補助金確定通知書（様式第12条）により、申請者に対し通知するものとする。

（補助金の清算）

第13条　市長は、前条の審査の結果、第９条第２項で交付された補助金額が交付すべき補助金の額を超えるときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要鋼は、平成２４年９月２８日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の第５条第２項の規定は、この要綱の施行の日以後に結成された自主防災組織の活動分に対する補助金の交付について適用し、同日前に結成された自主防災組織の活動分に対する補助金の交付については、なお従前の例による。